

基本的考え方

公園には、子どもたちだけではなく、ベビーカーを押す母親、高齢者、障害のある人等、多様な利用者が訪れる。公園を訪れる目的は、散策や休養、運動、自然とのふれあい、人々との交流など様々であるが、多くの人々が一定の時間を過ごす場所として「心地よさ」が求められている。

公園の配置にあたっては、周辺のまちづくり計画との連携を十分に行い、子どもや高齢者、障害のある人等、すべての人が利用しやすい条件を満たすことが重要である。また、公園の計画・設計にあたっては、あらゆる利用者にとって安全で快適な施設となるように配慮し、積極的に「心地よさ」を享受できる創意工夫が凝らされることが望ましい。

今後は、参加型の計画プロセスを取り入れることが求められており、これによって公園が人々により一層快適な場所となることが期待できる。さらに、草花や水、野鳥等の自然に直接触れる、風や木々の音を聞く、土や花の匂いを嗅ぐといった五感で楽しめる施設づくりを行うなど、楽しく魅力ある空間を提供していくことも重要である。

なお、公園は、設置される場所（自然地、丘陵地）や利用形態（庭園等）によって、その規模や構造は様々であることから、すべての公園等に画一的な基準を適用することが困難な場合もあると考えられる。その場合は、様々な身体特性の人々にとって「心地よい」空間をつくるという基本的な考え方を土台として、計画地の特徴を十分に生かしながら、できる限り基準の意図を反映した整備を行うものとする。

設計のポイント

1 施設内での連続性、各施設へのアクセス

出入口は、あらゆる利用者が安全に利用できる形態で、わかりやすく利用しやすい位置に配置し、通行に支障のない園路に接続させる。園路は、幅員・勾配・溝蓋等に配慮し、車いす等で公園内を周遊できる連続した動線を一経路以上設ける。

公園内の主な施設（便所、水飲み器、案内表示、ベンチ、野外卓等）は、高齢者や子ども、障害のある人が接近しやすい位置に配置し、利用しやすい構造とする。特に、アプローチの段差や勾配、進入スペース等に配慮する。

公園の主要な入口には案内板を設け、あらゆる身体特性の人々が容易に通行できるルートを分かりやすく表示する。園内の案内板、手すり、視覚障害者誘導用ブロック等によって、各施設の場所やアクセス方法を分かりやすく情報提供する。

2 計画プロセス

公園の整備にあたっては、計画段階で利用が想定される様々な人が関わり、参加型で計画・設計を進めることによって、問題点の検討や情報蓄積を行うことが重要である。そのためには、公園の計画を行うための開かれた参加の場を設定し、事業者、利用者、専門家（設計者）等が協働で公園をつくりあげる関係づくりのプロセスを構築することが不可欠である。利用者が主体性を持って計画・設計に携わることによって、公園に対する愛着も深まり、整備後も公園の管理や園内での活動に関わるなど、利用者が育む公園づくりが期待できる。

3 五感で楽しむ創意あふれるデザイン

公園内の施設は、トイレや水飲み場等を除き、利用方法を固定されるものよりも、利用者の工夫によって様々な広がりを持たせることが望ましい。

車いすの目線から楽しめる景観、触ったり匂いを嗅いだりできる花壇コーナー、材質の異なる舗装材の使用等、視覚のみならず、聴覚、嗅覚、味覚、触覚という五感で楽しめる創意あふれる空間を積極的につくり、あらゆる人々にとって「心地よい」公園を目指すことが、より高いレベルのバリアフリーデザインを追求することとなる。

2 園路及び広場

1 出入口

基本的考え方

公園の立地場所や利用形態に応じて、周辺のまちづくり計画等との連携を十分に行い、わかりやすく利用しやすい位置に出入口を配置し、安全な園路に接続させる。

また、公園の出入口は、車いす使用者、高齢者、杖利用者、ベビーカーや幼児連れ等、多様な身体特性の人々が利用しやすく、安心して通行できる有効幅員を確保しつつ、公園全体の安全を保つために車両等が入り込まない工夫を行う必要がある。

整備基準 園路及び広場

解説図

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 18 年政令第 379 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

- (ア) 出入口は、段差を設けないこと。ただし、やむを得ず段差を設ける場合は、すりつけ勾配は、5 パーセント以下とすること。
- (イ) 出入口の有効幅員は、120 センチメートル以上とすること。
- (ウ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとすること。
- (エ) 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90 センチメートル以上とし、柵の前後には 150 センチメートルの水平部を設けること。
- (オ) 自転車、オートバイ等の出入りを禁止する場合は、その旨を表示すること。
- (カ) 出入口から 150 センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

→図 2-1
出入口

図 2-2
車止め柵

→図 2-1
出入口

整備基準の解説

■ 図 2-1 出入口

(カ) 水平面

150cm 以上確保する

(ア) すりつけ勾配

やむを得ず出入口に段差がある場合は、勾配 5% 以下ですりつける。

(イ) 有効幅員

車いすが通行可能な標準幅員は 90cm であるが、公園出入口は歩行者とのすれ違いを考慮して有効幅員 120cm 以上とする。

勾配 5% 以下

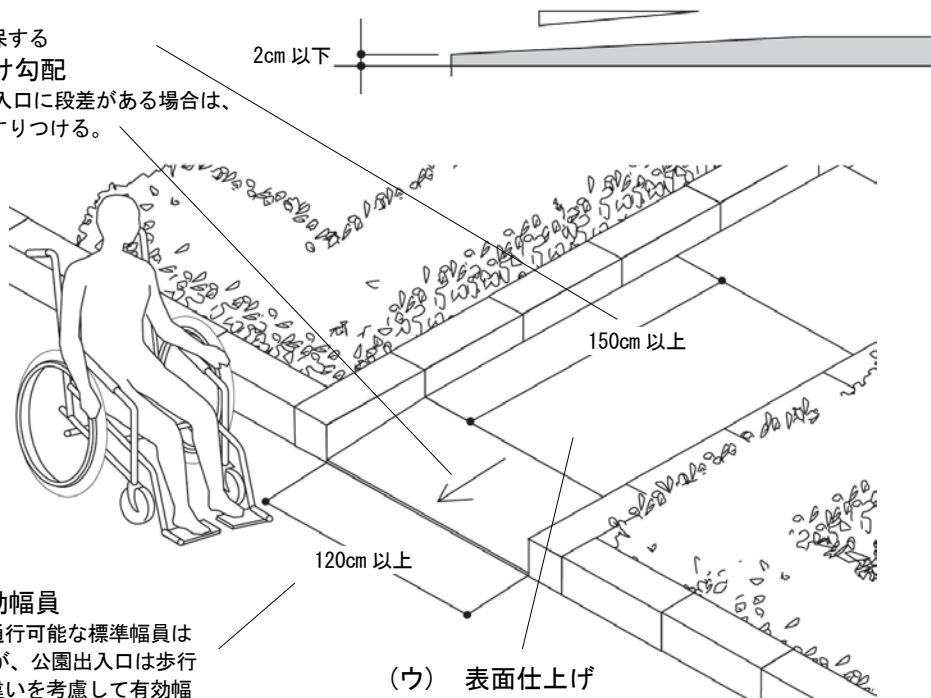
2cm 以下

150cm 以上

120cm 以上

(ウ) 表面仕上げ

出入口の舗装表面は砂利敷きを避け、可能な限り水平とする。



■ 図 2-2 車止め柵

(エ) 車止め柵

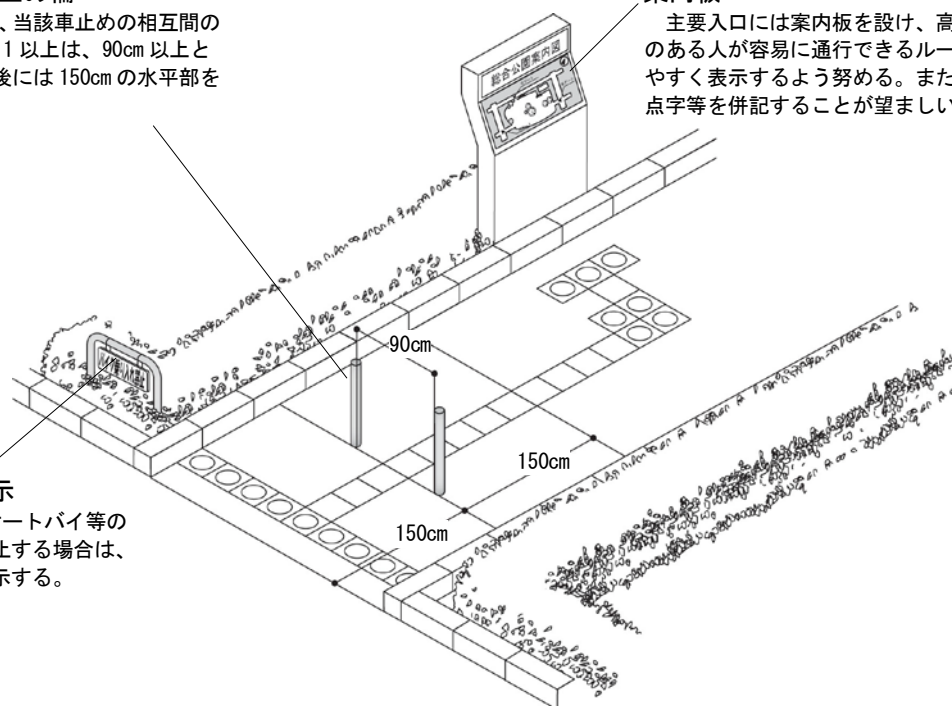
車止めは、当該車止めの相互間の間隔のうち 1 以上は、90cm 以上とし、柵の前後には 150cm の水平部を設ける。

案内板

主要入口には案内板を設け、高齢者や障害のある人が容易に通行できるルートをわかりやすく表示するよう努める。また、触知図や点字等を併記することが望ましい。

(オ) 表示

自動車、オートバイ等の出入りを禁止する場合は、その旨を表示する。



整備事例

● わかりやすい出入口と案内板



- ・ 出入口の幅員も広く車止め柵の前後も水平である。
- ・ 視覚障害者誘導用ブロックが周辺の歩道から案内板まで連続して敷設している。（鞍月セントラルパーク・金沢市）

管理、人的対応の留意事項

- ・ 出入口では、自転車の駐輪等によって、車いす使用者や視覚障害者等の通行が妨げられないように十分に注意する。
- ・ 出入口の舗装は、不陸等が生じて平坦性が損なわれないようメンテナンスに留意する。

2 通路

基本的考え方

公園内には、車いす使用者が通行可能な主要動線を1経路以上設けることとする。

公園の園路は、様々な身体特性の人々が移動しやすいように、通行やすれ違いに配慮した有効幅員を確保し、動線上における溝蓋の構造等に配慮する。園路に縦断勾配がつく場合は、車いすの利用に支障のない勾配とする。また、必要に応じて注意を喚起する床材や手すり等を設置する。

整備基準 園路及び広場

解説図

イ 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 縦断勾配は、4パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、6パーセント以下とすること。3パーセント以上の勾配が50メートル以上続く場合は、必要に応じて150センチメートル以上の水平部を設けること。

(イ) 横断勾配は、1パーセント程度とし、可能な限り水平とすること。

(ウ) 通路の有効幅員は、180センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回できる広さの場所を設けた上で、幅員を120センチメートル以上とすることができる。

(エ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。

(オ) 縁石、街渠等による動線と交差する段差は、2センチメートル以下とし、切り下げる。すりつけ勾配は、5パーセント以下とし、切下げ部分の有効幅員は、120センチメートル以上とすること。

(カ) 通路の要所に視覚障害者誘導用床材等を敷設すること。

(キ) 通路を横断する排水溝には、溝蓋を設け、溝蓋は滑りにくい仕上げとし、かつ、車いすのキャスター(前輪)、杖等が落ち込まない構造とすること。

→図 2-3
園路

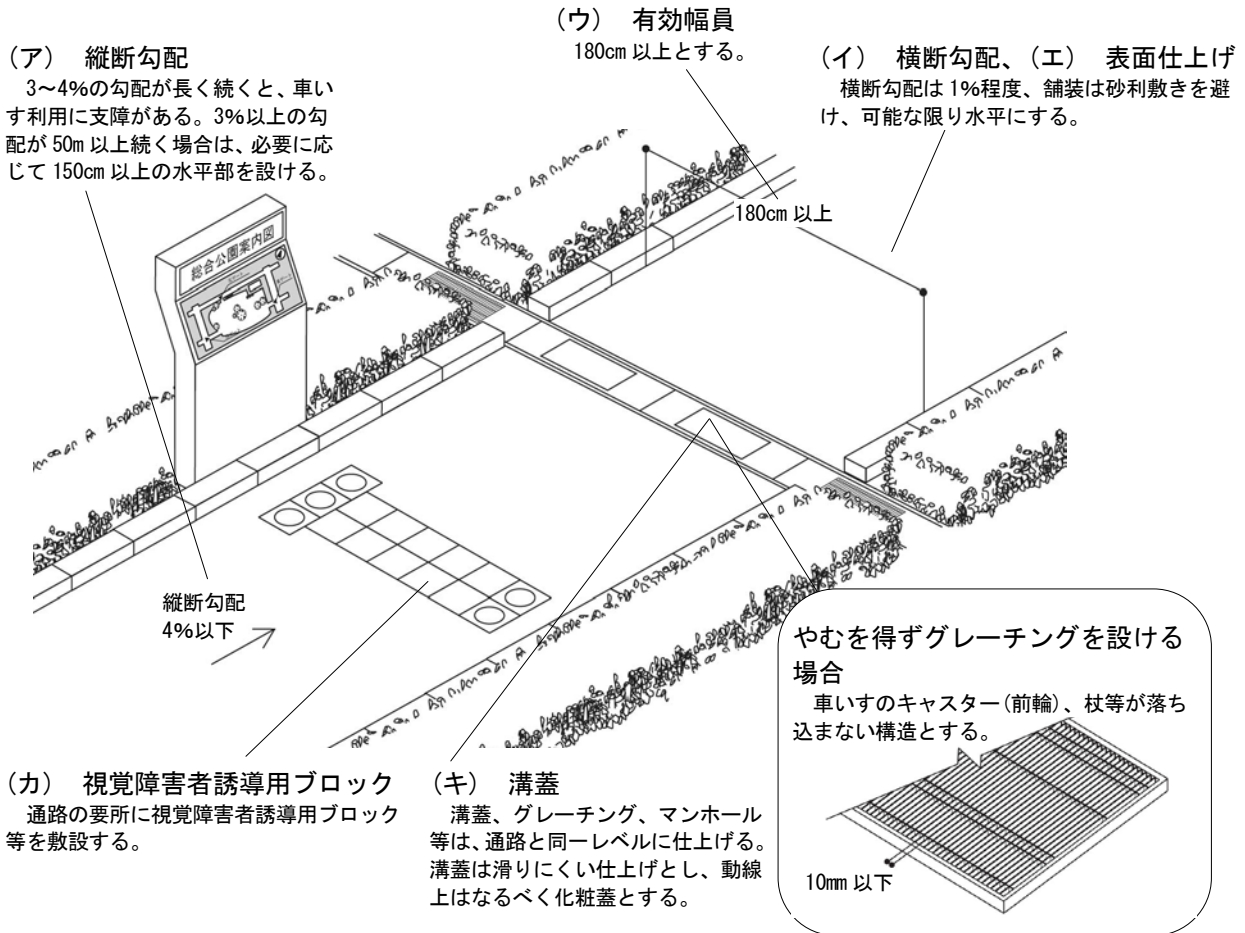
→図 2-4
転回場所

→図 2-5、図 2-6
切り下げ

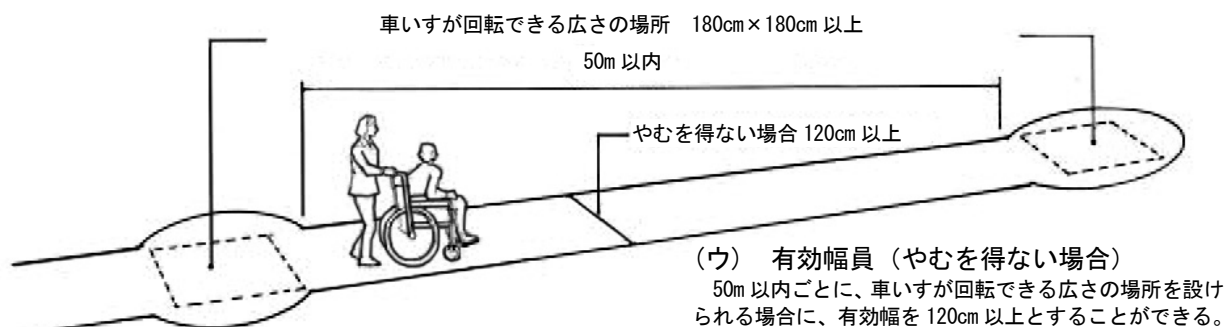
} 図 2-3
園路

整備基準の解説

■図 2-3 園路

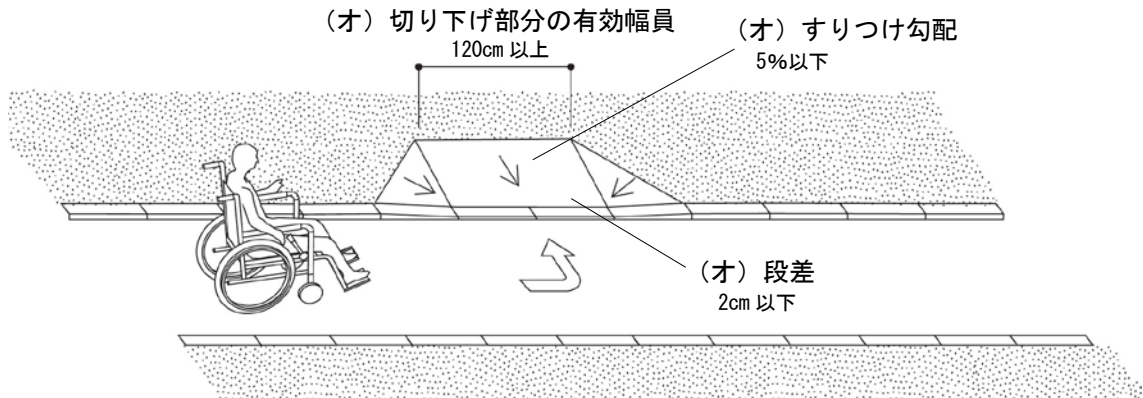


■図 2-4 転回場所

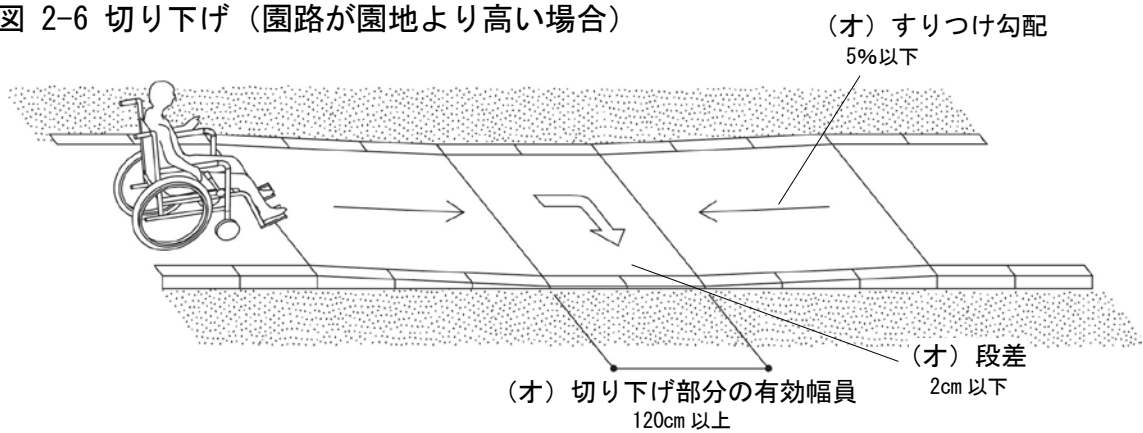


出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

■ 図 2-5 切り下げ（園路が園地より低い場合）



■ 図 2-6 切り下げ（園路が園地より高い場合）



整備事例

● 広く緩やかな園路



- ・ 主動線の園路の幅員は広く、縦断勾配も緩やかである。
(鞍月セントラルパーク・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ 園路は、舗装の不陸等が生じて平坦性が損なわれないよう、また、溝蓋やグレーチング等がずれたり破損したりしないようメンテナンスに留意する。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・ 知的、発達、精神に障害のある人には、広い空間で進行方向を認知することが難しい人があり、照明を進行方向にあわせて設置することで、直感的に進行方向をわかりやすくすることは有効である。

3 傾斜路

基本的考え方

傾斜路は、できるだけ設置しない方がよいが、地形等により高低差が生じる場合は、転倒や落下の危険性がないように、勾配や床材、判別しやすい色相や明度の差に配慮する。

整備基準 園路及び広場

解説図

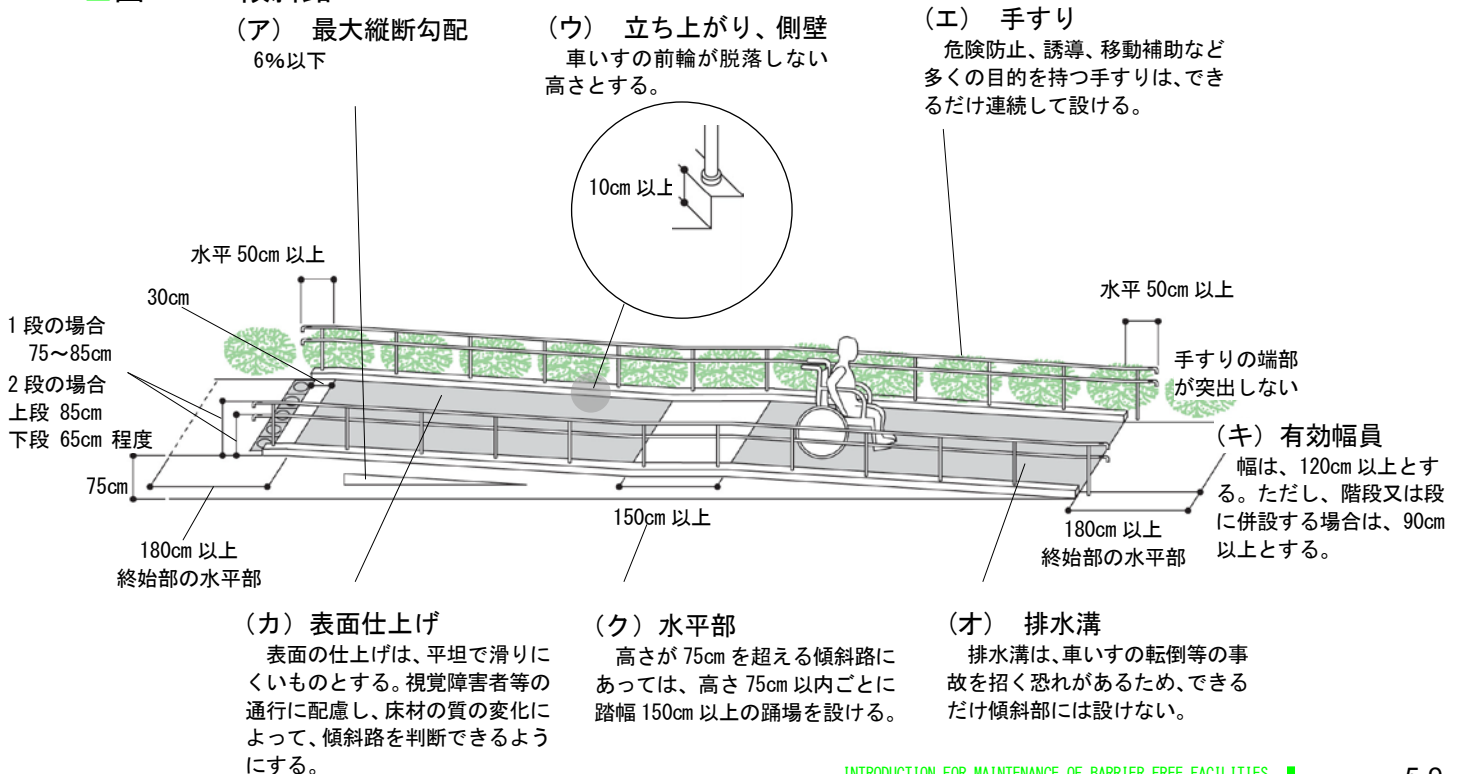
- ウ 傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。(ア)、(ウ)及び(エ)において同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 傾斜路の最大縦断勾配は、6パーセント以下とし、傾斜路の始終部に長さ180センチメートル以上の水平部を設けること。
- (イ) 横断勾配は、水平にすること。
- (ウ) 傾斜路の両端には、転落防止用として高さ10センチメートル以上の立上り、又は側壁を設けること。
- (エ) 手すりは、両側に連続して設けること。やむを得ない場合は、片側に設けること。手すりの両端は、傾斜路の始終点より50センチメートル以上水平に延長すること。
- (オ) 排水等の路上施設は、可能な限り設置しないこととし、やむを得ない場合は、支障とならないよう考慮すること。
- (カ) 表面の仕上げは、平坦で滑りにくいものとする。
- (キ) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- (ク) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。

→図 2-7
傾斜路

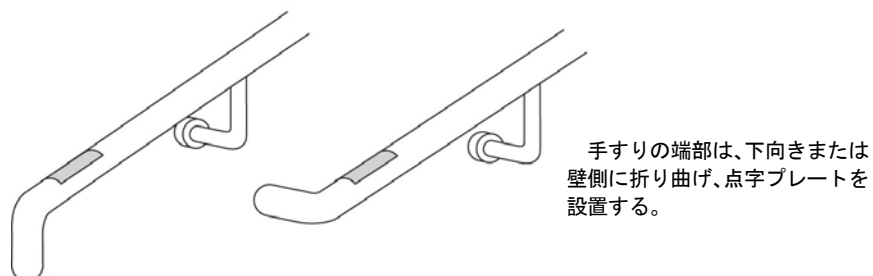
→図 2-8
手すりの端部
→図 2-7
傾斜路

整備基準の解説

■ 図 2-7 傾斜路



■ 図 2-8 手すりの端部



管理、人的対応の留意事項

- ・ 路上の障害物、自転車の駐輪等によって、傾斜路の動線が妨げられることのないように配慮する。

4 階段

基本的考え方

公園内に設ける階段は、視覚障害者や杖利用者、高齢者等の人々が安全に利用できるようにするため、十分な幅員を確保し、蹴上げの高さと踏面の基準寸法に従い、利用しやすい形状とする。

整備基準 園路及び広場

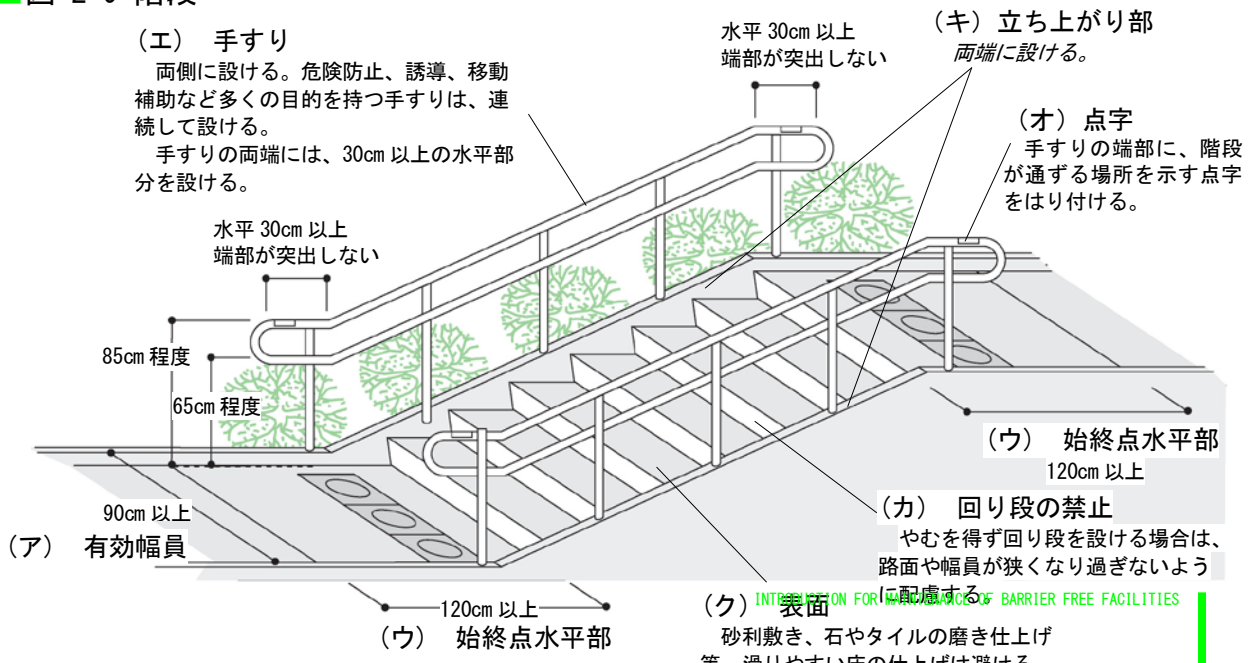
解説図

- エ 階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- (ア) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。
 - (イ) 形状は、けあげは15センチメートル程度、踏面は35センチメートル以上、けこみは2センチメートル以下を標準とすること。
 - (ウ) 始終点及び高さ250センチメートル以内ごとに水平部を設け、奥行きは120センチメートル以上確保すること。
 - (エ) 手すりを両側に設けること。ただし、やむを得ない場合は、少なくとも片側に、連続して手すりを設けること。手すりは、両端部に30センチメートル以上水平に延長して設置すること。
 - (オ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。
 - (カ) 回り段がないこと。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
 - (キ) 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (ク) 表面は、滑りにくい仕上げとすること。
- オ 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

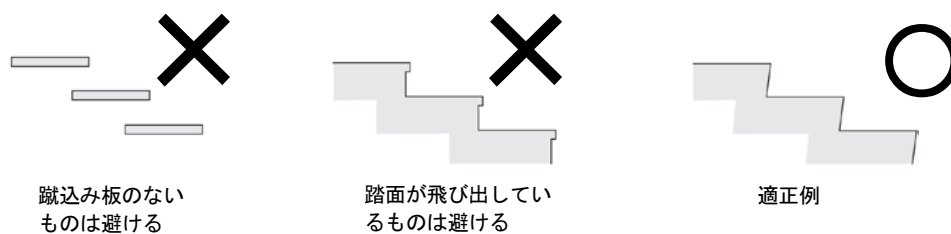
- 図 2-9
階段
- 図 2-10
階段の形状
- 図 2-11
標準寸法
- 図 2-9
階段
- 図 2-12
傾斜路の併設

整備基準の解説

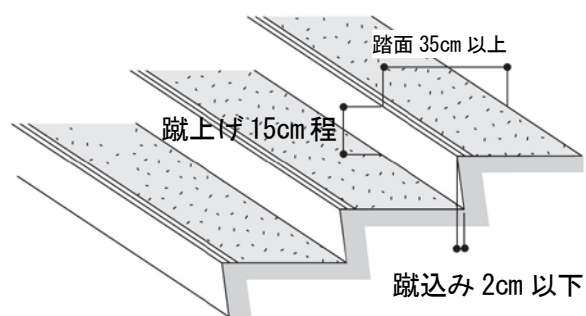
■ 図 2-9 階段



■ 図 2-10 階段の形状

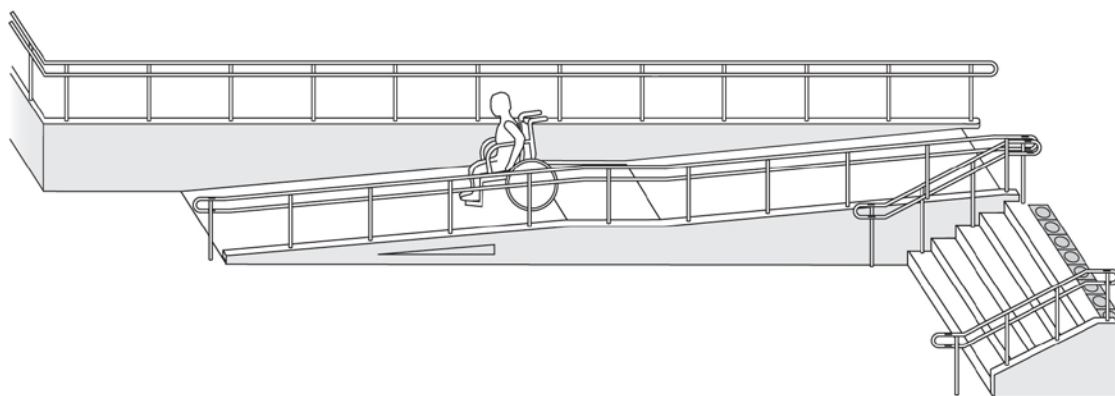


■ 図 2-11 標準寸法



■ 図 2-12 斜路の併設

- ・階段には傾斜路を併設すること。斜路の設置が困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造のものに代えることができる。



管理、人的対応の留意事項

- ・蹴込み周辺に砂や落ち葉等が溜まって昇降の妨げとならないよう、定期的にメンテナンスを行う。

5 転落防止等・公園施設等への接続

基本的考え方

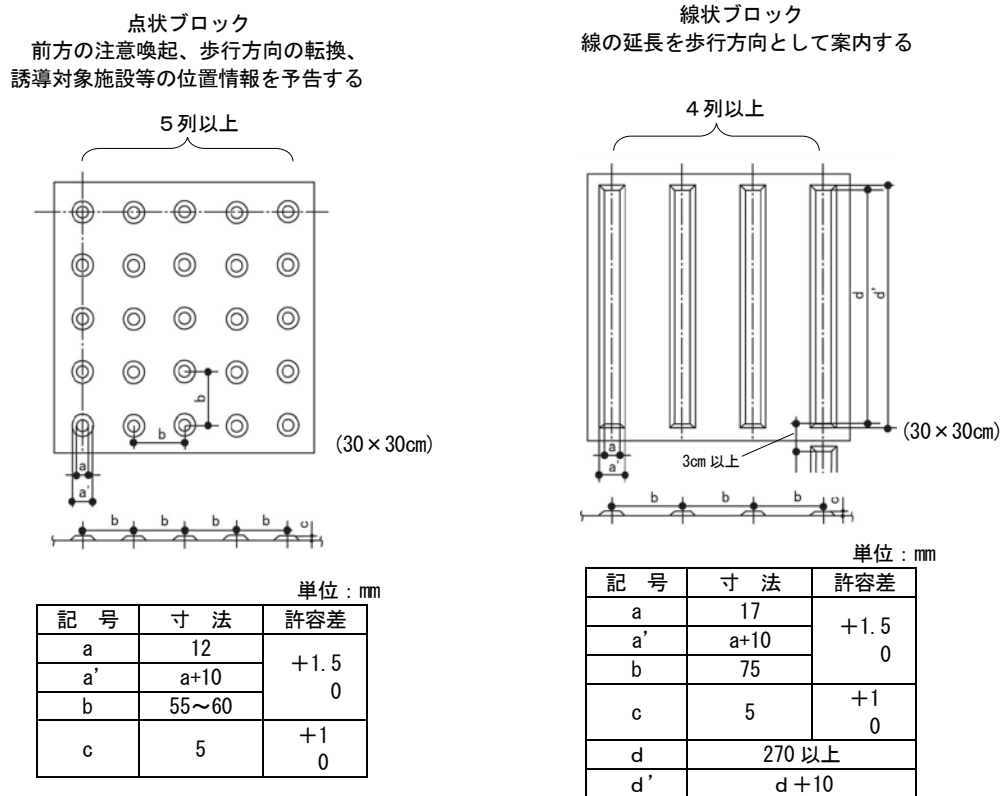
園路は、高齢者、障害者等が安全に通行できるよう、転落のおそれがある場所において、危険防止のための措置をとることが必要である。また、主要な公園施設だけでなく、整備基準を満たす施設（掲示板及び標識を除く。）に対して、少なくとも1施設を接続させる必要がある。

整備基準	園路及び広場	解説図
【転落防止等】	<p>カ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第11条第2号に規定する点状ブロック等及び同令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（10の項（1）イ（キ）において「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p>	<p>→図2-13 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法</p>
【公園施設等への接続】	<p>キ 2の項、4の項及び7の項から10の項までの規定により設けられた公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>	<p>→図2-14 特定公園施設との接続の概念図</p>

整備基準の解説

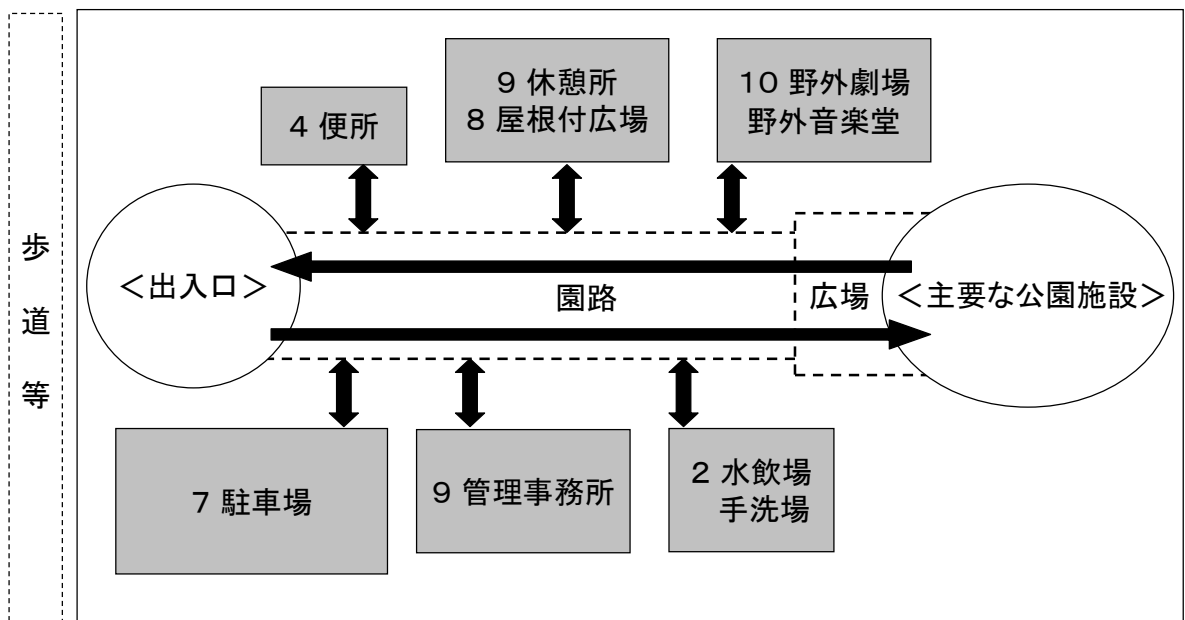
■ 図 2-13 視覚障害者誘導用ブロックの形状・寸法

カ 出入口や通路に近接して崖などがある場合は、転落等の危険があるため、視覚障害者誘導用ブロックやさく等を設置し、安全性を確保する。視覚障害者誘導用ブロックは、JIS T 9251 に準拠したものを使用する。



■ 図 2-14 特定公園施設との接続の概念図

キ 園路は の施設のうち 1 以上および主要な公園施設と接続させる。



3 ベンチ、野外卓、水飲み器及び手洗場

基本的考え方

公園は、人々が安らぎや潤いを感じる場所であり、ベンチや野外卓は休憩したり楽しんだりするための大切な設備である。公園内に設置されるベンチ、野外卓、水飲み器等は、子ども、高齢者、障害のある人等、すべての人が使いやすい配置と形状を追求する。

整備基準

ベンチ、野外卓、水飲み器及び手洗場

解説図

- (1) ベンチは、次に定める構造とすること。
 - ア 腰掛け板の高さは、高齢者、障害者等がそれぞれ、円滑に利用できる高さとする。
 - イ 必要に応じて背もたれ及びひじ掛けを設けること。
- (2) 野外卓を設ける場合においては、車いす使用者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。
- (3) 水飲み器を設ける場合においては、1の表27の項に定める構造とすること。
- (4) (3)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

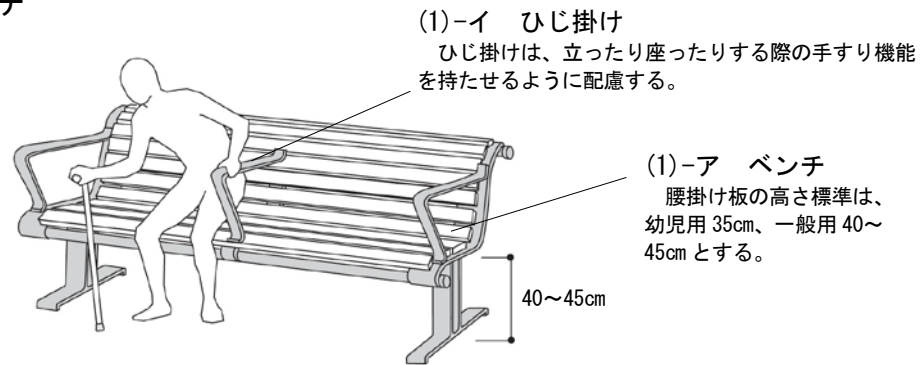
→図3-1
ベンチ

→図3-2
野外卓

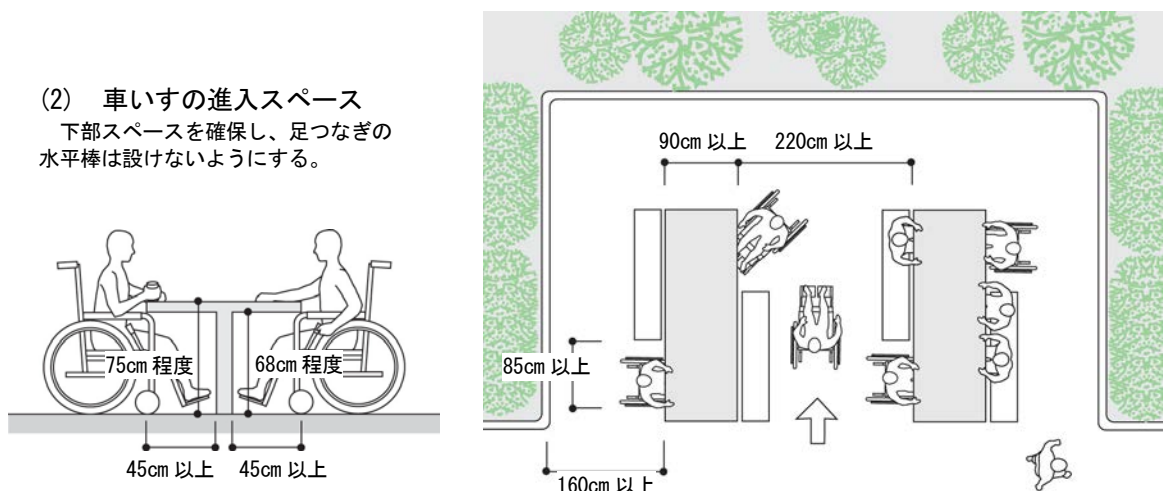
→Ⅱ 建築物
20 水飲場
2-130 頁

整備基準の解説

■ 図 3-1 ベンチ



■ 図 3-2 野外卓



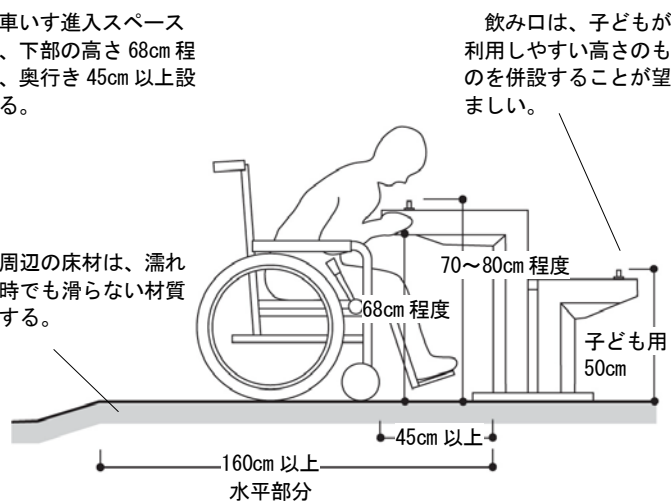
設計上の配慮事項

■ 水飲み器

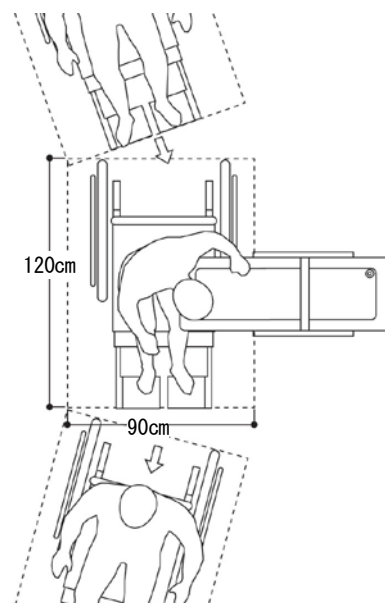
a) 正面から近づく場合

車いす進入スペースは、下部の高さ 68cm 程度、奥行き 45cm 以上設ける。

周辺の床材は、濡れた時でも滑らない材質とする。



b) 横から近づく場合



整備事例

● ひじ掛けのあるベンチ



- ・ 手すり機能を備えるひじ掛け付ベンチである。
(鞍月セントラルパーク・金沢市)

● 高さ違いの水飲み器



- ・ 大人用、子ども用の高さの違う水飲み器である。
- ・ 車いす進入スペースを確保している。
(鞍月セントラルパーク・金沢市)

管理、人的対応の留意事項

- ・ ベンチ、野外卓の破損や水飲み器の故障がないよう、定期的にメンテナンスを行う。

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

※ベンチ

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、疲れやすい人がいるため、休憩のためのベンチ等を設置することが有効であり、ベンチ等は通行の妨げにならず、かつ、通路などから確認しやすい場所に設置することが望ましい。

※水飲み場

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、外出先で緊張によりのとが渴きやすい人や薬を飲む人がいるため、広場、通路やトイレの近くなどに水飲み場を設置し、かつ、わかりやすく設置場所を伝えることが望ましい。

4 案内板、掲示板及び標識

基本的考え方

標識には、公園施設の配置や経路を示す案内板、園内外からの誘導を行う標示板等があり、公園利用の利便性、安全性の向上を図る上で重要な施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮した構造、表示とする必要がある。

整備基準 案内板、掲示板及び標識

解説図

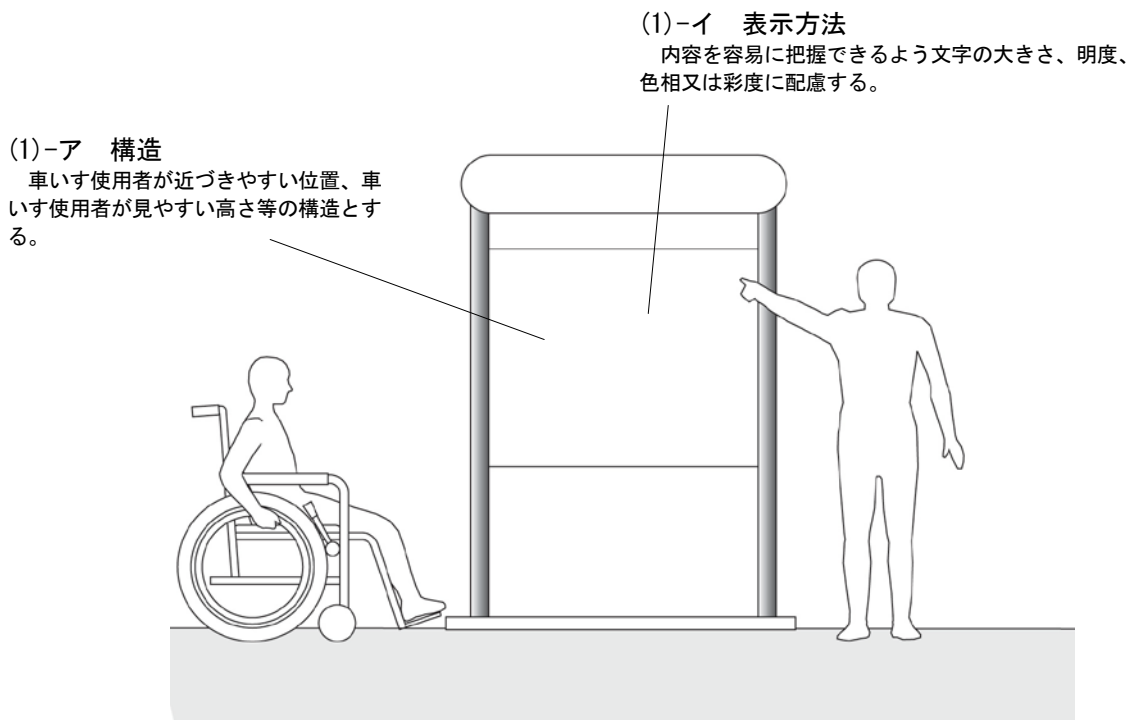
- (1) 案内板、掲示板及び標識は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
 - イ 当該案内板、掲示板及び標識に表示された内容が容易に識別できるものであること。
- (2) 2の項から4の項まで及び7の項から10の項までの規定により設けられた公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けること。

→図 4-1
標識

→図 4-2
表示例

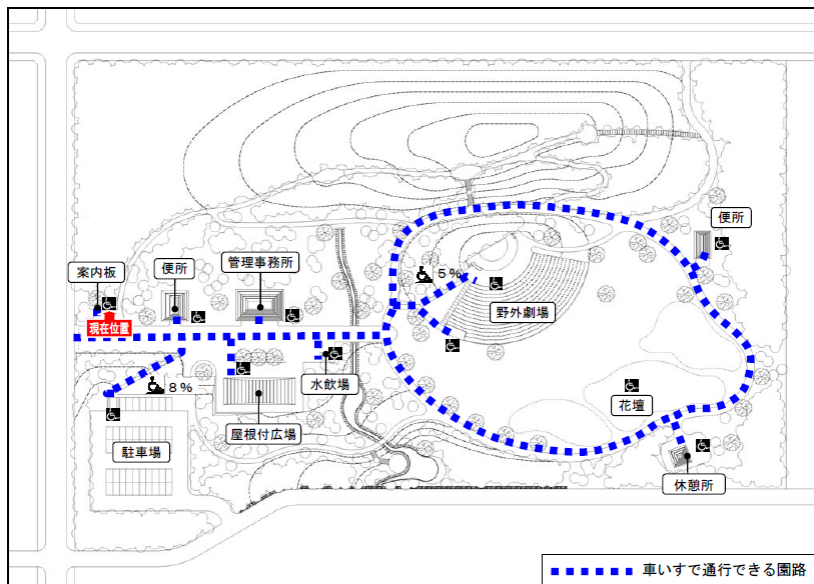
整備基準の解説

■ 図 4-1 標識



■ 図 4-2 表示例

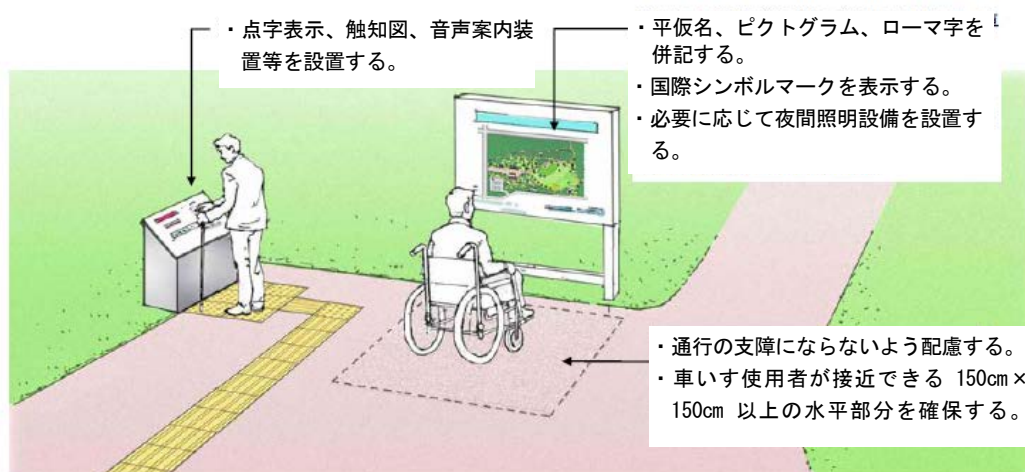
ベンチ、水飲み器、手洗場、案内板、便所、駐車場、屋根付広場、休憩所、野外劇場等の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち1以上は園路及び広場の出入口の付近に設ける。



出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

設計上の配慮事項

■ 標識の例



出典: 国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

※効果的なサインの設置・配置等

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、周辺状況の推測が困難な人がいるため、廊下の分岐点での行き先を示したサインの設置、目的室に誘導する床のラインや緊急連絡場所などの表示は有効である。

※認識しやすい位置や高さ

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、必要な情報を広い空間の中から読み取ることが難しい人がいるため、表示は見やすい位置、高さや向きに留意する必要がある。

※多様な表現の活用・併用

- ・漢字標記だけでなく、平かな併記やピクトグラムの活用によって、多様な表示がなされていることは知的、発達、精神に障害のある人にとっても有効である。

※表現の統一

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、表示されている内容を読みとることが難しい人もいるため、統一されたデザインによる表示は有効である。

※表現内容の工夫

- ・表示されている内容を読み取ることが難しいこともある知的、発達、精神に障害のある人にとって、重要な情報を優先的に表示し、かつ、シンプルなデザインによる表示の工夫は有効である。

5 便所

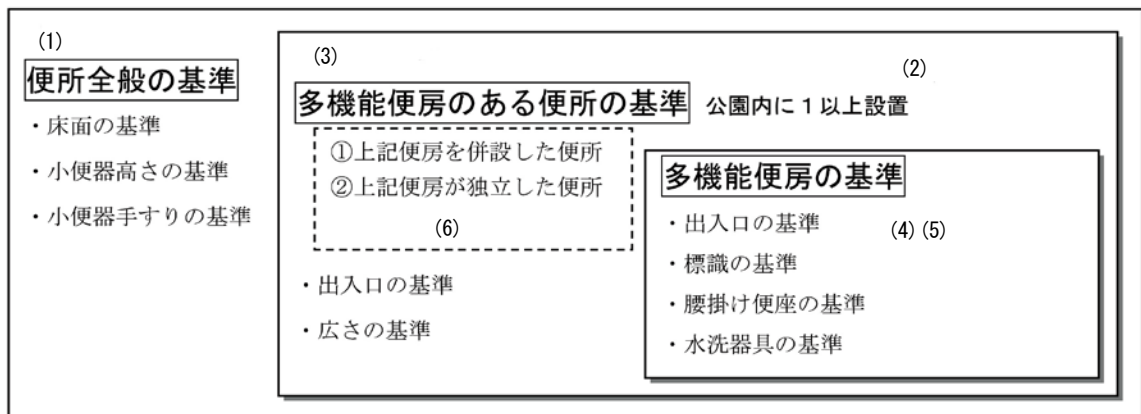
基本的考え方

便所は、高齢者、障害者等が認識しやすい場所に設置し、利用しやすい構造とする必要がある。そのため、車いす使用者が円滑に利用できる他に、内部障害者や乳幼児連れも円滑に利用できるように、オストメイト対応設備やベビーベッドの設置など公園便所の多機能化を図ることとする。

公園施設としての便所に関する基準は、下の図のような構成となっている。この資料においては、(4)(5)の基準に適合する便房を「多機能便房」、(6)に該当する便所を「多機能便所」とする。

「多機能」とは、車いす使用者が円滑に利用できる機能のほか、オストメイト対応や乳幼児連れ対応機能等、高齢者、障害者等が利用する機能を付加することをいう。

公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上は、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に配置し、車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮した構造を有する便房又は便所とする必要がある。



整備基準 便所全般の基準

解説図

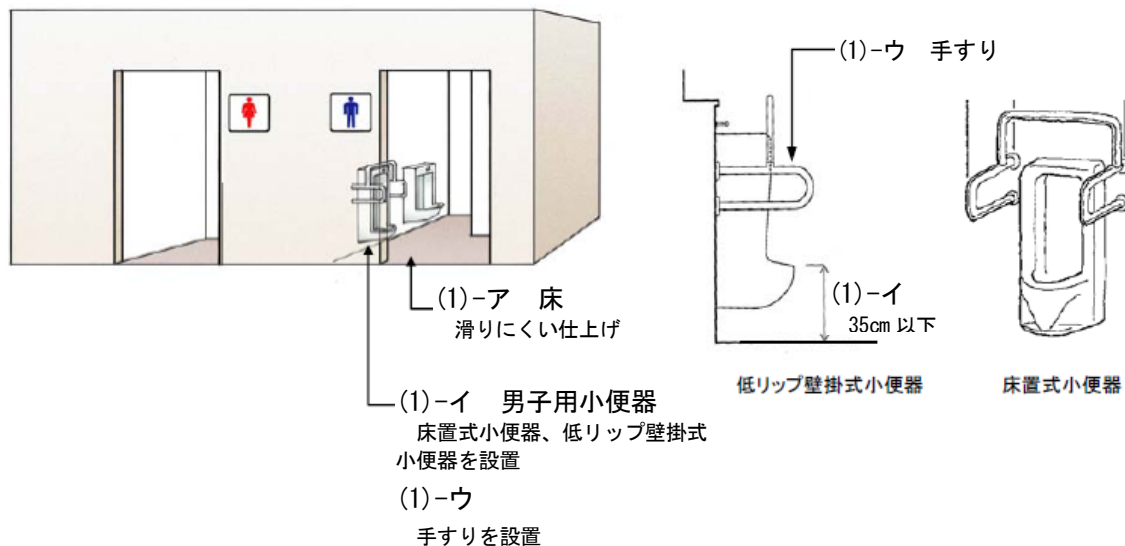
- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き式小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。
 - ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。
- (2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、(1)に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
 - イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

→図 5-1
便所全般

→図 5-2
多機能便房
の設置基準

整備基準の解説

■ 図 5-1 便所全般



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

■ 図 5-2 多機能便房の設置基準

- ・公園内に便所を設ける場合、そのうち1以上には、多機能便房を設ける。
- ・多機能便房を設置することを原則とするが、街区公園等小規模な都市公園のため設置が困難でやむを得ない場合に限り、簡易型多機能便房の設置で代えることができる。

(2)-ア

便所内に、多機能便房を設けて、一般の便房と併設されている便所



(2)-イ

車いす使用者等の円滑な利用に適した構造を有する独立した便所（多機能便所）



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

設計上の配慮事項

- ・公園内に複数の便所を設ける場合、全てに多機能便房を設置することが望ましい。
- ・多機能便房は、異性介助を考慮して、男女共用のものを1以上設置することが望ましい。
- ・多機能便房を設けた上で、男子用便所、女子用便所のそれぞれに1以上の簡易型多機能便房を設置することが、なお望ましい。
- ・手すりを設置した小便器は、出入口に近い位置に設置することが望ましい。
- ・出入口から内部まで段差がなく平坦とすることが望ましい。

整備基準

多機能便房を設置した便所の基準

解説図

- (3) (2)アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (7) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
 - (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。
 - (オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
 - b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。
 - イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

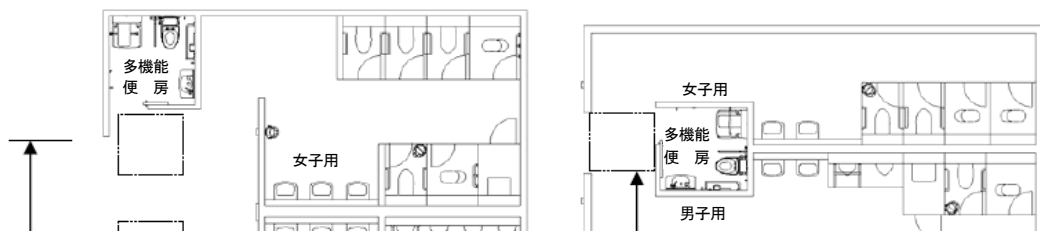
→図 5-3
多機能便房
設置例

整備基準の解説

■ 図 5-3 多機能便房設置例

便所内に男女共用の「多機能便房」を複数配置した例

便所内に男女共用の「多機能便房」を配置した例



ア 出入口

ア-(7) 出入口
80cm以上

付近には、障害者、才男子用くイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した便所である旨を多機能便房

ア-(イ)、(ウ)

に戸を設ける場合、有効幅員は車いす使用者が通過できるようにイ 広さ 使用者
段差を設けない。やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設。車いす使用者の円滑な利用に適した
広さを確保

ア-(オ)

戸を設ける場合は容易に開閉、通過できる。便房の手前に、車いすイ 広さ 設置することが望ましい。

戸を設ける場合は容易に開閉、通過できる。

車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保

出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

整備基準

多機能便房の基準・多機能便所の基準

解説図

設計上の配慮事項

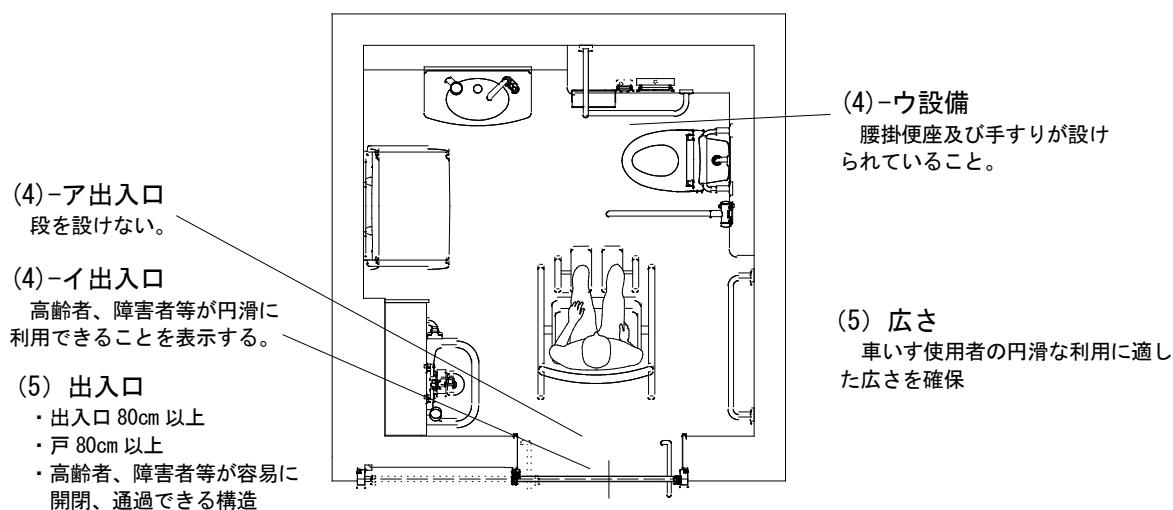
- (4) (2)アの便房は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。
 - ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。
 - エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。
- (5) (3)ア(7)及び(オ)並びにイの規定は、(4)の便房について準用する。
- (6) (3)ア(7)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに(4)イからエまでの規定は、(2)イの便所について準用する。この場合において、(4)イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

→図 5-4
多機能便房

→図 5-5
水洗器具の例

整備基準の解説

■ 図 5-4 多機能便房



■ 図 5-5 水洗器具の例



円滑な利用に適した構造を有する水洗器具の例

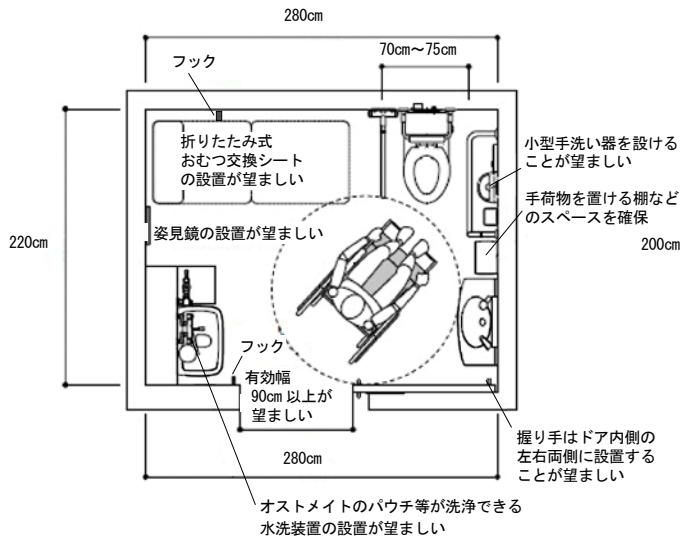
出典：国土省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

(4)-エ 水洗器具等

- ・ 高齢者、障害者、オストメイト等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置する。
- ・ 車いすでの使用に配慮し、洗面器の下に床上 60cm 以上の高さを確保し、洗面器上面の標準の高さを 80cm 以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。
- ・ 蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。
- ・ 便器洗浄器具のスイッチは、押しボタン式等の操作が容易なものを分かりやすい位置に設ける。
- ・ 視覚障害者や上肢の不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S 0026 にあわせたものとする。

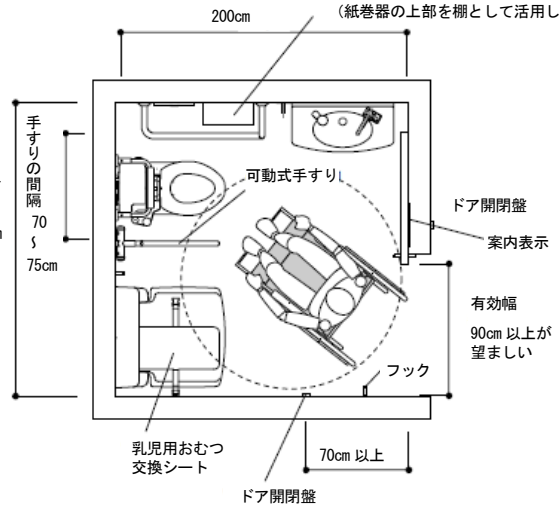
■多機能便房の例

多機能便房の例 1



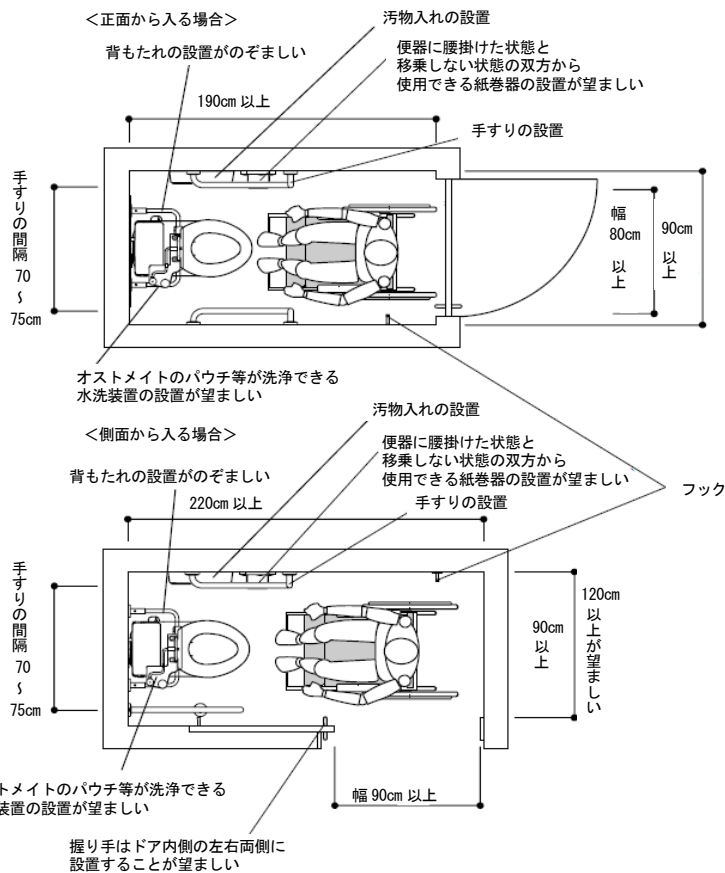
多機能便房の例 2

紙巻器は片手で切れるものとし、便器に腰掛けた状態と便器に移乗しない状態の双方から届くものとする
手荷物を置ける棚などのスペースを確保
(紙巻器の上部を棚として活用した例)



出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」引き出しの指針も含めて事例を引用

■簡易型多機能便房の例



出典:「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」引き出しの指針も含めて事例を引用

知的、発達、精神に障害のある人への留意事項

- ・知的、発達、精神に障害のある人には、パターン化した行動をとる人や誤った場所に入ったことでパニックになったりする人もいるため、出入りに男女別表示をわかりやすく表示したり、特に制約がない状況や同一建物内においては便所の男女別配置を統一することが有効である。
- ・知的、発達、精神に障害のある人には、臨機応変な対応が苦手な、トイレによって異なる様々な形式のボタンや、使い方が複雑なボタンは使いづらい人もいるため、統一することが有効である。

基本的考え方

自動車等が高齢者、障害者等の日常的な交通手段となっている状況を踏まえ、都市公園の駐車場のうち1以上に、車いす使用者が円滑に利用できる「車いす使用者用駐車施設」を設ける必要がある。

整備基準

駐車場

解説図

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下この項において「車いす使用者用駐車施設」という。)を設けること。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 出入口に近い位置に設置すること。
 - イ 有効幅員は、350センチメートル以上とすること。
 - ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。

→図6-1
車いす使用者用駐車施設

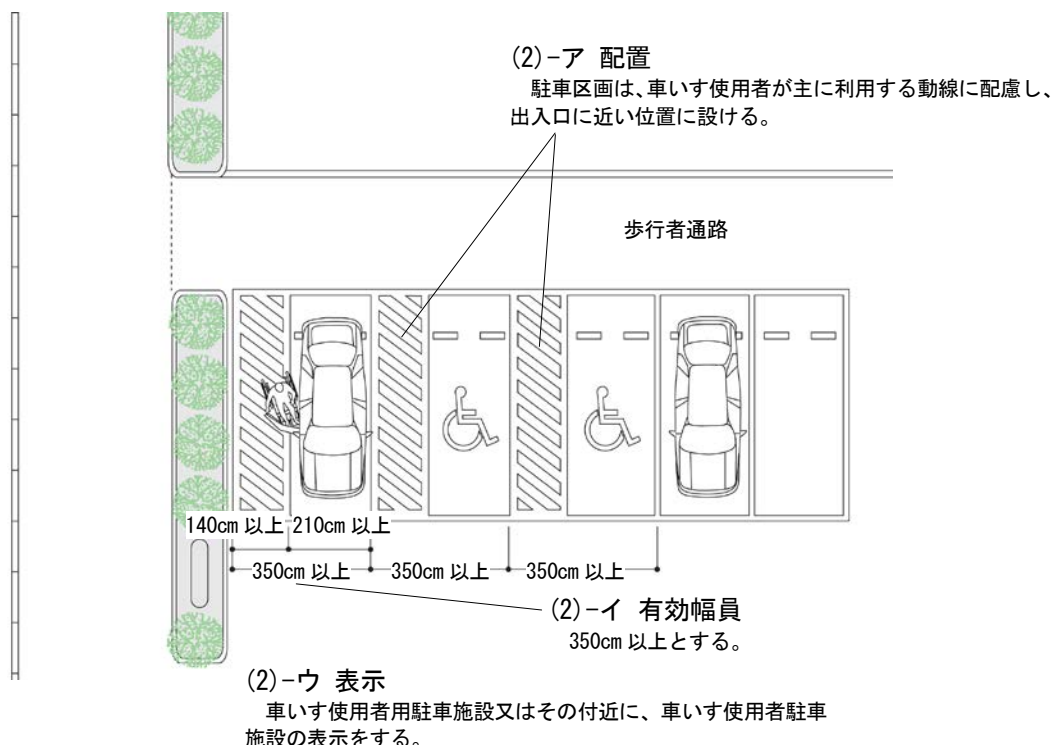
整備基準の解説

(1) 車いす使用者用駐車施設の設置数

- ・全駐車台数が200以下 : 駐車台数×1/50 以上
- ・全駐車台数が200を超える : 駐車台数×1/100+2 以上

駐車場の規模(台)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

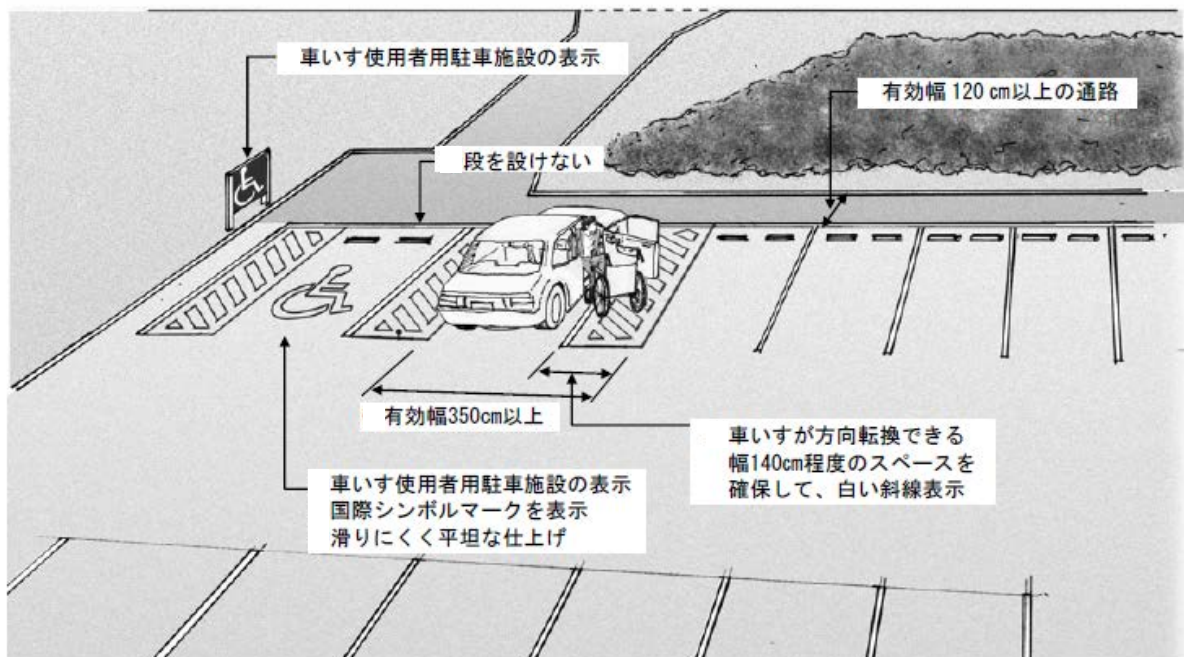
■ 図6-1 車いす使用者用駐車施設



設計上の配慮事項

- ・車いす使用者用駐車施設は、基準に適合した園路に最も近い位置に設けることが望ましい。
- ・車いす使用者用駐車施設の後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅 120 cm 以上の通路を設け、バリアフリー化された園路と接続させることが望ましい。

■ 駐車場



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

7 屋根付広場

基本的考え方

屋根付広場は、広場の上空を屋根で覆った建築物であり、壁がないため周辺と一体的に広場として利用される施設である。雨天時でも広場の利用が可能であり、日陰のある休憩スペースとしても利用される施設であることから、高齢者、障害者等の利用に配慮する必要がある。

整備基準

屋根付広場

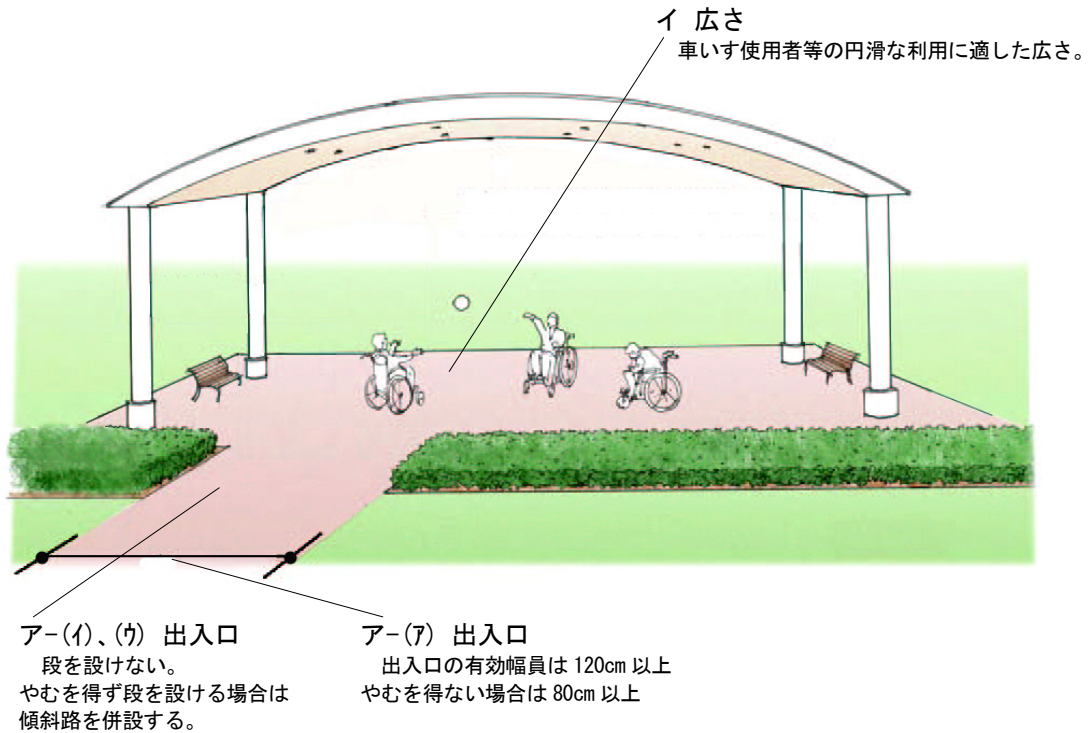
解説図

- ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - (イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
- イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

図 7-1
屋根付広場

整備基準の解説

■ 図 7-1 屋根付広場



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

8 休憩所及び管理事務所

基本的考え方

公園の利用は屋外が多く、大規模な公園では移動距離が長くなることもあるため、休憩所を設ける場合は高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮する必要がある。

また、公園の管理事務所は、公園利用者の案内や利用手続きを行う施設であることから、車いす利用者でも円滑に利用できるよう、出入口の幅、カウンターの高さ等について配慮する必要がある。

なお、休憩所については、四阿などがあるが、形態、構造等に関わらず、公園内において休養が可能な施設については、休憩所として取り扱うものとする。

例えば、藤棚（パーゴラ）は公園施設の種類としては修景施設に位置づけられているが、藤棚内にベンチ、野外卓等を設置し、日陰スペースの確保を目的として設置する場合は、屋根の有無に関わらず、休憩所として整備基準に適合させる必要がある。

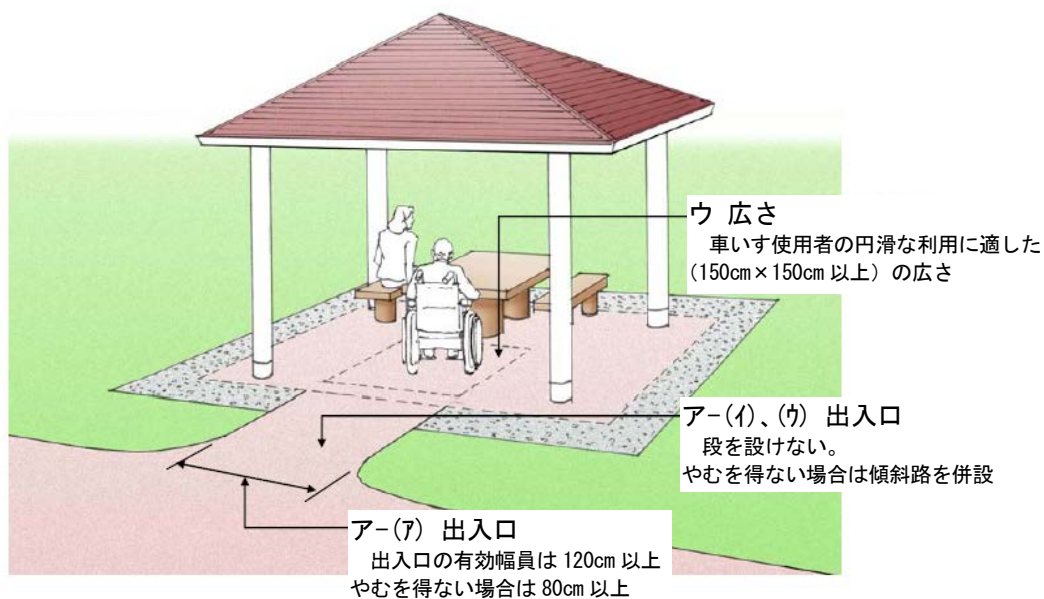
整備基準 休憩所及び管理事務所

整備基準	解説図
<p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(7) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(4) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p> a 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p> b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、別表2の4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。</p>	<p>→図 8-1 休憩所</p> <p>→図 8-2 管理事務所・ カウンター</p>

整備基準の解説

- ・高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう、必要に応じて公園内に休憩所を配置することが望ましい。
- ・休憩所には、高齢者、障害者等が円滑に利用できるベンチ等を設置することが望ましい。

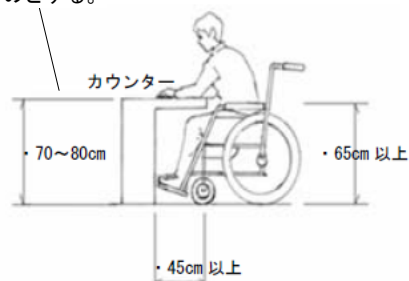
■ 図 8-1 休憩所



■ 図 8-2 管理事務所・カウンター

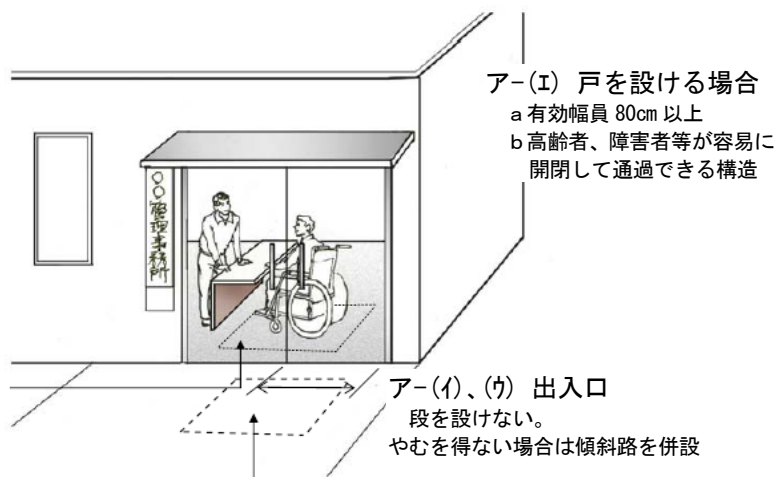
イ カウンターを設ける場合

1 以上は車いす使用者の利用に配慮した構造のものとする。



ウ
カウンターに接近できる (150cm
×150cm 以上) の広さの水平面確保

ウ
出入口前に (150cm×150cm 以上)
の広さの水平面確保



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

管理、人的対応の留意事項

- ・案内を行う場合は、高齢者、障害者等に対応できる多様な情報提供を行うことが望ましい。
- ・高齢者、障害者等の利用に配慮したパンフレット類の配布、車いすの貸出しを行うことが望ましい。

9 野外劇場及び野外音楽堂

基本的考え方

野外劇場・野外音楽堂は、高齢者、障害者等が座席まで円滑に到達し、観覧できるよう配慮する必要があることから、出入口や通路の幅を確保するとともに、車いす使用者用観覧スペースを設ける。

また、一定規模以上の建築物となる野外劇場・野外音楽堂については、公園施設に係る整備基準及び建築物に係る整備基準の両方を満たす必要がある。

整備基準

野外劇場及び野外音楽堂

解説図

- (1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 出入口は、8の項アの基準に適合するものであること。
 - イ 出入口とウの車いす使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - (7) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。ただし、やむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとした上で、有効幅員を80センチメートル以上とすることができる。
 - (4) (ウ)に掲げる場合を除き、車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。
 - (ウ) やむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。
 - (エ) 縦断勾こう配は、5パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
 - (オ) 横断勾こう配は、1パーセント以下とすること。ただし、やむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
 - (カ) 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - (キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者が円滑に利用することができる観覧スペース((2)において「車いす使用者用観覧スペース」という。)を設けること。
 - エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けた場合は、そのうち1以上は、別表2の4の項(2)から(6)までの基準に適合するものであること。
- (2) 車いす使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 有効幅員は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。
 - イ 車いす使用者が利用する際に支障となる段がないこと。
 - ウ 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、さくその他の車いす使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。
- (3) (1)及び(2)の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

図9-1
野外劇場・
野外音楽堂

整備基準の解説

(1)-ウ 車いす使用者用観覧スペースの設置数

- ・計画収容者数が 200 人以下：計画収容者数×1/50 以上
- ・計画収容者数が 200 人超：計画収容者数×1/100+2 以上

計画収容者数(人)	必要数
～ 50	1
51 ～ 100	2
101 ～ 150	3
151 ～ 200	4
201 ～ 300	5

■ 図 9-1 野外劇場・野外音楽堂

(1)-イ-(ア) 通路

通路の有効幅 120cm 以上
やむを得ない場合は通路の末端付近に回転できる広さ 150cm×150cm 以上の広さを確保した上で 80cm 以上とできる。

(1)-イ-(イ)、(ウ) 通路

段を設けない。
やむを得ない場合は傾斜路を併設

(1)-イ-(エ) 通路

縦断勾配 5% 以下
特別な理由がある場合 8% 以下

(1)-イ-(オ) 通路

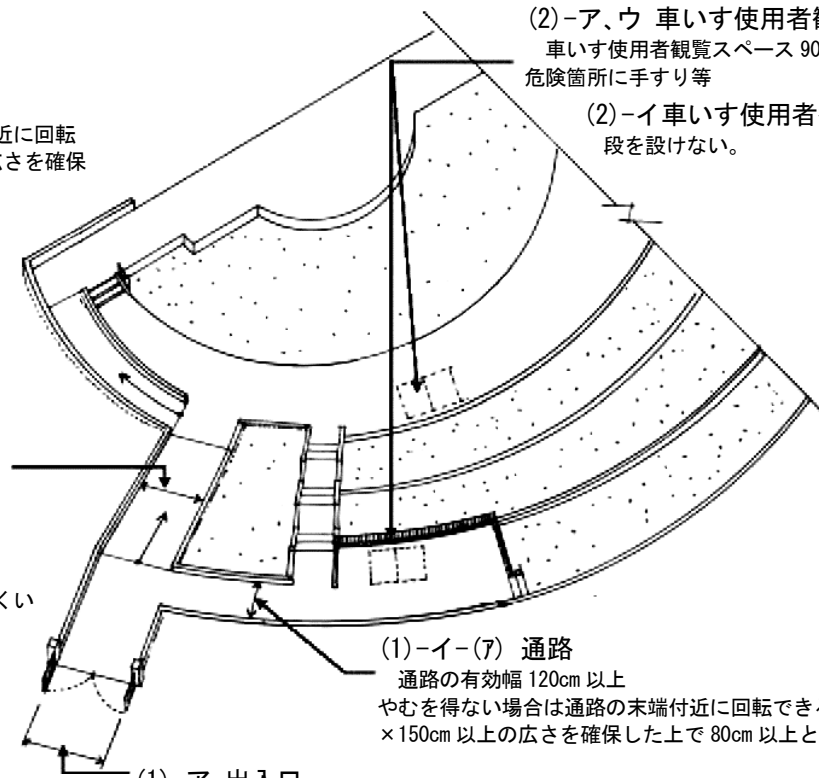
横断こう配 1% 以下
特別な理由がある場合 2% 以下

(1)-イ-(カ) 通路

平面上で固くしまっていて滑りにくい表面

(1)-イ-(キ) 通路

転落のおそれある場所にさく、視覚障害者誘導用点状ブロックを設置



(1)-ア 出入口
出入口の有効幅 120cm 以上
やむを得ない場合は 80cm 以上

(2)-ア、ウ 車いす使用者観覧スペース
車いす使用者観覧スペース 90cm×120cm
危険箇所に手すり等

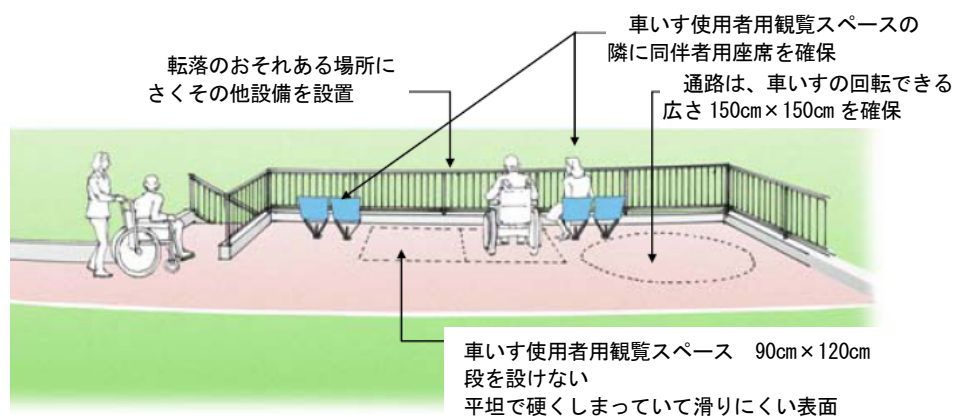
(2)-イ 車いす使用者観覧スペース
段を設けない。

(1)-イ-(ア) 通路
通路の有効幅 120cm 以上
やむを得ない場合は通路の末端付近に回転できる広さ 150cm×150cm 以上の広さを確保した上で 80cm 以上とできる。

設計上の配慮事項

- ・車いす使用者用観覧スペースは、車いす使用者が観覧する場所を選択できるように、複数の箇所に設置することが望ましい。
- ・車いす使用者用観覧スペースは、緊急避難等も配慮して配置することが望ましい。
- ・車いす使用者用のステージ利用にも配慮することが望ましい。
- ・スロープは高さ 75cm ごとに高さ 150cm 以上の水平部分を設ける。

■ 車いす使用者観覧スペース



出典：国交省「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」

10 券売機・公衆電話・その他

基本的考え方

公園内の各施設は、あらゆる身体特性の人々の利用を想定して、利用しやすい形態、高さ等に配慮する。

整備基準	その他	解説図
	<p>【券売機】 券売機を設ける場合においては、別表第2の1の表24の項に定める構造とすること。</p> <p>【公衆電話】 公衆電話を設ける場合においては、別表第2の1の表23の項に定める構造とすること。</p> <p>【その他】 1の項から10の項[※]までの規定は、災害等のための一時使用する施設には適用しない。</p>	<p>→Ⅱ 建築物 23 券売機 2-142 頁</p> <p>→Ⅱ 建築物 22 公衆電話台、 カウンター及び 記載台 2-138 頁</p>

※1の項から10の項とは、「Ⅴ 公園等」で規定するすべての基準である。

